高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省保険局高齢者医療課

１．改正の趣旨

○　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 71 条の３の規定により、児童手当等の支給に要する費用に充てるために、政府は保険者等から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとされており、また、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 104 条第２項の規定により、保険者等は子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を課すこととされている。

○　後期高齢者医療の保険料の賦課額は、後期高齢者医療に要する費用に係る賦課額である「基礎賦課額」及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る賦課額である「子ども・子育て支援納付金賦課額」を合計して算出するが、このうち「子ども・子育て支援納付金賦課額」の賦課限度額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）第 18 条第１項第 13 号）について、所要の改正を行うもの。

○　加えて、低所得世帯に対する後期高齢者医療の保険料の負担を軽減するため、世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定額以下である場合に、保険料のうち被保険者均等割額に係る部分について、その額の７割、５割又は２割を軽減する措置（以下「軽減措置」という。）を講じているところ、軽減措置対象世帯の所得判定基準の金額（高確令第 18 条第５項第１号及び第４号）について、所要の改正を行うもの。

２．改正の概要

（１）子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額についての改正

後期高齢者医療広域連合が被保険者から徴収する保険料のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額について、基礎賦課額と同様に、負担能力に応じた公平な保険料負担とするため、現行の２万千円から基礎賦課分の賦課限度額超過被保険者割合と同程度の賦課限度額超過被保険者割合となるよう見直す（高確令第 18 条第１項第 13 号）。

（２）後期高齢者医療の保険料の軽減措置の所得基準の改正

後期高齢者医療の被保険者の所得の伸びの状況や経済の動向等を踏まえ、軽減措置における、５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、例年、生活水準が同一であれば軽減措置の対象となるよう、軽減対象の被保険者数割合が前年度と同程度の被保険者数割合となるように見直しを行っており、令和９年度も同様の算定式で見直す（高確令第 18 条第５項第１号及び第４号）。

（※）直近の引き上げについて

・　令和６年度は、５割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 29 万円から 29.5 万円に、２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 53.5 万円から 54.5 万円に引き上げた。

・　令和７年度は、５割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 29.5 万円から 30.5 万円に、２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 54.5 万円から 56 万円に引き上げた。

・　令和８年度は、５割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 30.5 万円から 31 万円に、２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 56 万円から 57 万円に引き上げた。

３．根拠条項

○　法第 104 条第２項

４．施行期日等

○　公 布 日：令和９年１月上旬（予定）

○　施行期日：令和９年４月１日